

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	子ども・子育て支援事務に関する基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

袖ヶ浦市は、子ども・子育て支援事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他 の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

袖ヶ浦市長

公表日

令和6年5月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法、その他関係法令及び条例等に基づき、認定事務、保育利用申込みに対する利用調整、利用者負担額等の算定・徴収、給付費の支給等を行う。 特定個人情報ファイルは、主に以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認事務 ②教育・保育給付認定に関する事務 ③利用者負担額等算定・徴収事務 ④施設型給付事務 ⑤地域子ども・子育て支援事業に関する事務 ⑥施設等利用給付事務 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能等で通知する。 「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む。
③システムの名称	1. 子ども子育て支援システム 2. 子育て施設等利用給付システム 3. 住民税システム 4. 統合宛名システム 5. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム 6. サービス検索・電子申請機能 7. 申請管理システム 8. 収納消込システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童台帳ファイル 2. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） 第9条別表第9項、第127項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第8条、68条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第9条別表第9項、第127項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	袖ヶ浦市 市民子育て部 保育幼稚園課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	袖ヶ浦市 総務部 総務課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	袖ヶ浦市 市民子育て部 保育幼稚園課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二第13項、第16項、第116項	番号法第19条第8号及び別表第二第13項、第16項、第116項	事前	
令和5年1月20日	I 関連情報 1. ②事務の概要	子ども・子育て支援法、その他関係法令及び条例等に基づき、認定事務、保育利用申込みに対する利用調整、利用者負担額等の算定・徴収、給付費の支給等を行う。 特定個人情報ファイルは、主に以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認事務 ②教育・保育給付認定に関する事務 ③利用者負担額等算定・徴収事務 ④施設型給付事務 ⑤地域子ども・子育て支援事業に関する事務 ⑥施設等利用給付事務	子ども・子育て支援法、その他関係法令及び条例等に基づき、認定事務、保育利用申込みに対する利用調整、利用者負担額等の算定・徴収、給付費の支給等を行う。 特定個人情報ファイルは、主に以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認事務 ②教育・保育給付認定に関する事務 ③利用者負担額等算定・徴収事務 ④施設型給付事務 ⑤地域子ども・子育て支援事業に関する事務 ⑥施設等利用給付事務 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能等で通知する。	事前	
令和5年1月20日	I 関連情報 1. ③システムの名称	1. 子ども子育て支援システム 2. 子育て施設等利用給付システム 3. 住民税システム 4. 統合宛名システム 5. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム	1. 子ども子育て支援システム 2. 子育て施設等利用給付システム 3. 住民税システム 4. 統合宛名システム 5. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム 6. サービス検索・電子申請機能 ※申請管理システムを含む	事前	
令和5年4月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要		(追加) 「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む。	事後	
令和5年4月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 子ども子育て支援システム 2. 子育て施設等利用給付システム 3. 住民税システム 4. 統合宛名システム 5. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム 6. サービス検索・電子申請機能 ※申請管理システムを含む	1. 子ども子育て支援システム 2. 子育て施設等利用給付システム 3. 住民税システム 4. 統合宛名システム 5. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム 6. サービス検索・電子申請機能 7. 申請管理システム	事後	
令和5年8月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 子ども子育て支援システム 2. 子育て施設等利用給付システム 3. 住民税システム 4. 統合宛名システム 5. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム 6. サービス検索・電子申請機能 7. 申請管理システム	1. 子ども子育て支援システム 2. 子育て施設等利用給付システム 3. 住民税システム 4. 統合宛名システム 5. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム 6. サービス検索・電子申請機能 7. 申請管理システム 8. 収納消込システム	事前	
令和5年8月23日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	袖ヶ浦市 総務部 総務課 行政班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111	袖ヶ浦市 総務部 総務課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111	事前	
令和5年8月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項別表第一 8項、94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条、68条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項別表第一 8項、94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条、68条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	
令和5年8月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和5年8月1日	事前	
令和5年8月22日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和5年8月1日	事前	
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項別表第一 8項、94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条、68条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条別表第9項、第127項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条、68条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二第13項、第16項、第116項	番号法第9条別表第9項、第127項	事前	
令和6年5月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年8月1日	令和6年5月1日	事前	
令和6年5月27日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年8月1日	令和6年5月1日	事前	